親族が繋がりを失う社会の中でお寺にこそ看取りと死後事務を提案したい

孤立化する人々のために寺院住職ができること(1)

大都市への集中で親子でも何年も会わずにいる家族が増えている。このせいか親が入院しても死期が迫っても、さらに亡くなっても、その断絶がなおらないとしたら菩提寺にも影響しよう。これを未然に防ぐにはどうしたらよいのか。

勝桂子 Sugure Keiko
行政書士

菩提寺が檀家の緊急連絡先に

私の行政書士事務所に、祖父母や親の介護に伴う相談が増えている。

「親が亡くなり、故郷に祖母だけが残ってしまった。入院するに当たり、いつでも駆けつけられる人を一人登録するよう言われて困っている」「施設入所した祖父の緊急連絡先になってくれる親戚がいない」等々。

故郷の菩提寺に墓がある人ならば、菩提寺の住職にその緊急連絡先になってもらえばよいものを……と思うが、都市部に出て行った若い人にとっては、お寺はなかなかに敷居が高いようだ。月に一回程度は見舞いたいが往復交通費だけでも四～五万円はかかって経済的に不可能、会いに行っても認知症で当人は来たことが分からないといった場合に、菩提寺の住職が月に一回程度施設へ立ち寄って様子をうかがってくださるなら、五千円、一万円とお布施をしたいという需要もあるはずだろう。

著者・勝桂子行政書士

こうした老齢期のサポートや、亡くなったあとの事務処理（死後事務）は、数十年前までは同居の家族が無償で当たり前に行ってきた。ところが、子や孫世代は働き口を求めて都市部へ移住した世帯が多数となれば、地域に残る誰かが担ってゆく必要がある。「葬儀で泣かない人が増えた」と住職がたが嘆く声を聞くこともあるのだが、いまは親子といっても（お寺以外の業種では）ほとんど事業をともに営んではおらず、成人したら家を出て全く畑違いの企業に勤めている。日常の悩みや好不況の苦楽をともに体験することなく、晩年の介護の記憶しかない関係では、涙を流すより先に「長らくの介護生活お疲れさま」となるのも致し方がないように感じる。

企業中心の社会では、このように親族関係が希薄になるのはやむをえないことなのだから、地域などで親族以外の人間関係を補完しなければ、老後の孤独という問題はままならないように思う。

そこで、お寺が看取りや死後の事務を請け負うことをご提案したい。

故郷に残る親戚代わりになる

「死後事務」というと広義では、財産の相続手続き（銀行口座の解約手続き・不動産の名義変更登記）やライフラインの解約、さらには遺品整理など、人が亡くなったあとの事務処理全般を指す。だが、ここで問題にしたいのは、緊急性を要する〝看取り〟プラス〝狭義の死後事務〟――危篤の報の連絡先となり、施設や病院へ駆けつけ、息がある場合は手をとって最期を看取って枕経をあげたら（ここまでが看取り）、葬祭業者に連絡して火葬などの手配をし、契約してあるご自坊の墓へ埋葬するところまで（狭義の死後事務）――である。

それならば、葬儀社との縁も深いお寺には比較的容易にこなせるはずである。さらに、死後三回忌なり七回忌まで済ませたあとで墓じまいをすることなども、石材店などと連携して生前契約で引き受けてゆけば、若者の少ないエリアで老いじたくの不安を一掃する大きな支えとなるだろう。

墓じまいの生前契約については、本誌二〇一七年12月号百二十三頁（内藤理恵子のリポート）で紹介されていた「お墓のみとり」（墓じまいの先送り。所有者が亡くなったあとの三回忌などで撤去工事を引き受ける、石材業者によるサービ

●勝桂子　1965(昭和40)年東京都生まれ。国際基督教大学教養学部卒（仏教思想史を専攻）。行政書士資格を取得して2007(平成19)年に「こちらOK行政書士事務所」を開き、→ファイナンシャル・プランナー、葬祭カウンセラーとしても活躍中。著書『いいお坊さんひどいお坊さん』『聖の社会学』『心が軽くなる仏教とのつきあいかた』他。

ス）加盟店と連携すれば容易に進められそうだ。

すでにそういった相談は来ている、というお寺も多いだろう。しかし、寺檀関係が良好でご本人自ら住職に相談できる方のほかにも、実際には都市部に居住する若い世代のほうで、身内の緊急連絡先を誰にも頼めず困っているという案件がまだまだあることから推測すれば、需要はその何倍も存在しているのだ。お寺の側から積極的に、「故郷に残る親戚の代わりとなって、こうした事務を引き受けることもできます」と寺報などで発信してゆく必要があるように感じられる。

お寺のほうから働きかけよう

昨今、葬祭業者などから「故人の奥さまが菩提寺があると話しているが、認知症で最寄り駅も話せなくなっている」といった話も耳にするようになった。自分もいずれ入るついのすみかであるからと、それまで法要のたび丁寧にお布施をしてきたのに、自分が入る段になったら場所が分からず、たどり着けずに市役所の倉庫に眠る……。そのような事態は、極力避けるべきである。これからは、墓参に来ていたはずの檀信徒の姿が見えなくなれば、菩提寺のほうから声をかけることも必要であろう。それ以前に「長期で入院なさるときは必ず一報してください」など、生前からのつながりを強化しておくのも有用だ。

従来のように世帯主一人へ年に数回ハガキを送る程度では、檀信徒との縁はプツリと切れてしまう。子や孫と同居していなければもちろんのこと、同居していたとしても、いまは一家で商売や農業を営む家庭は激減している。生活時間もバラバラで、食卓をともにするのが月に数回では、護持会費や年間管理費をいつ、どんな形で支払っているといった情報も、下の世代へは伝わらない場合がある。

墓じまいについても同様に、お寺の側からの働きかけが望まれる。墓をしまうということはお寺と縁を切ることになるので、檀信徒のほうからはなかなか切り出せないものである。気遅れしているうちに菩提寺への連絡は後回しとなり、都市部の新しい墓（納骨堂や永代供養墓）を選ぶ話ばかりが進行し、何もかも決めてしまったあとで「お墓をしまうことにしました」と唐突に切り出されてしまう。しかし、墓の撤去を決断する前に話を切り出してもらわないことには、遠く離れて住む子どもの代わりに「故郷に残る親戚代わり」となって看取りや死後の事務を引き受けてゆくことにもつながらない。常日頃から「継ぐ人のいないお墓のこと、一緒に考えます。いつでもご相談を」などと掲示し、相談しやすい雰囲気をつくっておけば、息子や娘の住まう都市部の納骨堂を契約してしまったあとで「墓をしまいたい」と申し出られることも少なくなるだろう。

「公正証書遺言」のサポートを

ところで、老いじたくや看取りについて、実際に何をどのようにすればよいのかお困りのご住職も多いであろう。行政

表 遺言公正証書の一例／死後事務委任契約を結んだ宗教法人への遺贈を「公正証書遺言」に組み込んだ文案

「遺言公正証書」の一例

本公証人は、遺言者○○○○の嘱託により、証人○○△△及び証人勝桂子の立ち会いの下に、遺言者の口述の趣旨を筆記して、この証書を作成する。

第1条　遺言者は、葬祭費用等死後事務に関する費用として、遺言者の所有する次の財産を宗教法人○○寺（○○県△△市～～番地）へ遺贈する。

株式会社××銀行（××支店）に対する遺言者名義の普通預金及び貯蓄預金全部

第2条　遺言者は、遺言者の所有する次の預貯金全部及び手元現金を、甥○○□□（昭和△年×月×日生）に遺贈する。

株式会社△△銀行（○○支店）に対する遺言者名義の普通預金、定期預金等の預金全部

株式会社○○銀行　記号××××　番号～～～～～に対する遺言者名義の通常貯金全部

その他金融機関等に対する預貯金全部

第3条　遺言者は、第1条及び第2条に記載以外の家財道具等を含むその他の財産について、すべて甥○○□□に遺贈する。

第4条　遺言者は、この遺言の遺言執行者として、僧侶○○△△（昭和××年△月○日生）、行政書士○○△△（昭和○○年△月□日生）の2名を指定する。遺言執行者は各自単独で遺言執行ができるものとする。

なお、遺言執行者は、預貯金の名義変更、払い戻し、解約、貸金庫（××銀行××支店）の開錠手続き等、本遺言の執行に関し必要な一切の権限を有するとともに未支給年金の受領、未払い治療費の支払い、未払い債務の支払い等及び葬儀納骨等の死後事務を誠意をもって遂行するものとする。

第5条　遺言者は、葬儀告別式については宗教法人○○寺で行い、契約済みである当宗教法人内の墓所に埋葬されることを希望する。

付言事項　（内容自由。たとえば、遺産をもらわない他の法定相続人があるときなどは、「付言（ふげん）」としてメッセージを残しておくと、もめづらくなります）

書士の立場からモデルケースをご紹介したい。前頁の表は「遺言公正証書」に死後事務の委任を組み込ませた事例である。第5条に死後事務をお寺へお願いする旨、第1条にその費用をお寺へ遺贈することが書かれている。

近年、生前になんらかの事務をお願いしておく方法として、「信託法」による民事信託（家族のための民事信託＝家族信託ともいう。ある人の財産管理のために一度限りの信託を組む方法）も話題だし、葬儀の生前契約や先述の「お墓のみとり」では、前払いの費用を信託業者に委託してプールしておく方法が検討されることが多い。

しかし、家族信託については公証役場でも未だ不慣れであるし、事務が確実に遂行されていることを見張る人がいないので不透明さも残る。また、中身は葬儀など宗教儀礼を中心とした事柄を引き受けるのに、信託業者を介して金銭信託するとなると、収益事業とみられるおそれもあり、適切でない。

こうしたことから、公正証書遺言による方法を第一にお勧めしたい。公正証書遺言よりも自筆証書遺言のほうが費用は抑えられるが、遠縁の甥や姪が「認知症になってから寺へ寄付するよう強要して書かせたのでは」と訝るおそれもあるので、公正証書にするのが妥当である。

公証役場は、書類を作成するまでの相談は無料なので、まずは住職が、ご自身の遺言書や先代の公正証書遺言をつくりたい、と相談に行ってみることをお勧めしたい。公証人は裁判官や検察官出身の人が多い。家庭裁判所出身の方は比較的温厚な場合が多いが、検察官や刑事裁判を多く手掛けていた方の中には険しい表情で法律用語を並べる人もいらっしゃるので、高齢の相談者をお連れする前に、地域の公証役場にはどんな公証人がいるのか確認しておくのがよいだろう。管轄区域外に居住する人も、他の管轄地にある公証役場まで赴けば、管轄区域外の公証人に公正証書を作成してもらうことは可能なので、気兼ねなく話せそうにないときは隣の区域の公証役場を訪れてみるという選択もあってよい。

一人でするより連携の輪作り

公正証書遺言は、証人二名の立ち会いのもと、公証役場で作成する。財産をもらう予定の人は証人になれないので、住職は前頁の表の事例のように「執行者」になっておくことが望ましいが（そうしないと、遠縁の法定相続人がいた場合に、遺言の内容と異なる遺産分割協議を成立させ、宗教法人への寄付がなされなくなる懸念がある）、遺贈を受ける宗教法人の住職は、証人になることはできない。また証人を知人等に依頼すると財産内容を知られてしまうため、遺言作成サポートをお願いする士業者（弁護士、司法書士、行政書士など）に依頼することが多い。有償で、公証役場で証人を呼んでもらうこともできる。

公正証書遺言の文案は、事前相談で本人が要望を箇条書きなどで述べると、数回のやりとりを重ねて公証人がつくってくれるが、やりとりの最中の法律用語が理解できずに曖昧な返事をしてしまうと、要望と異なる内容の遺言ができあがってしまうこともあるので、財産内容に不動産が含まれたり、法定相続人が複数いるような場合は、信頼できる士業者を間にはさんで、法律解釈について通訳のような役割を果たしてもらうほうがよい。

士業者に依頼すると、遺言作成だけでも十万円前後の費用が余分にかかるので、相談者に経済的負担をかけまいと自力でなんとかしようと努力なさるご住職も多い。しかし、法定相続人の有無もよく確認しないまま遺言を作成すると、あとから（本人も言及しなかった）認知子が出てきて遺留分減殺請求されて裁判沙汰になるなど、かえって高額の弁護士費用がかかるようなこともありうる。

士業者も一緒に執行者になっておいてもらえば、じっさいに相続手続きが発生した際、ご住職がかかわりづらい財産処分等について任せることができ、葬祭や埋葬の部分のみを引き受ければよいことになる。第一、「お寺が檀信徒の財産を好きに処分している」などとあらぬ疑いをかけられてはたまらない。なにごともご住職一人で抱え込んでしまわず、地域の信頼できる士業者や石材店を集めて勉強会を繰り返すなど時間をかけて、連携できる人の輪をはぐくみながら、看取りの問題を解決すべきである。

死期が近づいた人々のために

看取りや死後事務は、ビル型納骨堂や樹木葬墓地、ペット霊園の販売計画以上に、いまの時代の寺院復興の決定打となりうる。地域に残る〝おひとりさま〟の親戚代わりとして、お寺が看取りの世話をしてゆくことが定着すれば、いかに墓じまいの相談が増えようとも、脅威ではなくなる。最後のイエ墓がしまわれるまで、お寺に託される看取りがあるからだ。

葬儀の手配までの事務全般を代行することが重荷であれば、まずは入院や施設入所の際の緊急連絡先になるだけでも、地域住民にとっては充分な助けとなろう。

なにしろ昨今の高齢者はとても多忙である。体操教室や病院へ毎日のように通い、孫の世話も引き受け、スケジュールはかなり詰まっている。葬儀になれば参列する予定の同年代の親戚が近隣に複数住んでいたとしても、病状が悪化するたびに呼びつけられ、手術や輸血の同意書を書かされるのは迷惑だと考えるかもしれない。頼む側も、病に倒れる以前は同様に多忙な日々を送っていたのだろうから、誰かに緊急連絡先をお願いするのも気が引ける。多忙な一般市民の親戚ではなく、お寺にそうしたことを引き受けてもらえるのだと知れば、「遺産の一部を寄進するのでお願いしたい」と考える人は少なくないはずだ。

そして、死期の近づいた方の世話に奔走することは、僧侶や寺族にとっても生老病死苦に対峙する好機となる。

そこで次号では、主に後見制度に関連するさまざまな問題について、寺院・住職が知っておきたいことなどをみることにしたい。

（つづく）

あとを託す相手がいない高齢者の受け皿にお寺がなれると良い理由と方法

孤立化する人々のために寺院住職ができること(2)

資産のあるなしによらず自らの最期が近づくにつれ不安に襲われるのはどんな時代も同じだろう。しかし昨今、その不安の中身が核家族化さらに長寿化によってかつてとはかなり異なる面もある。それだけにお寺の役割は少なくない。

勝桂子 Sugre Keiko
行政書士

お金のあるなしにかかわらず高齢の誰もが不安な時代になっている

永代供養墓を契約しても、葬儀の生前予約をしても、遺骨はひとりで火葬場や墓地まで歩いては行かれない――独居高齢者あるいは近隣に身寄りのない施設入所者の一番深刻な課題は、そこである。前回は「公正証書遺言」のなかで、看取りと死後の事務をお寺が引き受ける代わりに、遺産の一部をお寺へ寄進してもらうスキームをご紹介した。

今回は、なぜお寺が受け皿となるべきなのかをさらに追究し、また現場で起きている問題点にもふれてみたい。

半世紀前、三世代が同居していた頃には、隠居したおじいちゃん、おばあちゃんは預金が百万円もなくても、縁側でみかんをほおばり、鳥のさえずりや子どもたちのはしゃぐ声を聞いて、にこにこ笑う老後が全国どこにでもあった。葬式は黙っていても近所の人がしつらえてくれ、香典でおつりが出るので、日本も「死ぬときのお金の心配はしなくていい国」であった。

それがたった数十年で、どうしてここまで「老いじたく」といえば額にタテ皺が寄る世の中になってしまったのだろう。私の相談者のお子さんのないご夫妻で、何億円もの預金があるのにその遺産を誰に託すかで日々悩みに悩んでいるかたもいらっしゃる。

「妻の姪が肩たたきに来てくれたからあげることにする」「甥のほうは去年一度も顔を見せなかったからやらないことにする」……と何度も遺言を作り直し、奥さまは「死ぬのも簡単じゃないのね」が口癖になってしまった。

預金は百万円もなくても縁側でにこにこ笑っていられたおばあちゃんと、何億円もの資産があるご婦人。いずれも不幸ではないと思うが、この国は半世紀前と比べ、人の縁という資産が大企業によって根こそぎ奪われ、それが高度経済成長を支えたサラリーマンご夫妻の莫大な預貯金へと転換しただけであることが見てとれる。

そして、蓄財はできたが人の縁を喪った人々が、NPO法人や公益財団法人などへの生前契約や葬儀会社への生前予約によって、以前は家族が無償でしてきたことを数百万円というお金で買っている。その一方で四半世紀前からのデフレにより、その数百万円を容易に捻出できない人も多数出ており、そのために「老後破産」「下流老人」などの言葉が現実味を帯びてきている。

お寺が遺産も供養もその受け皿になればなぜよいか？具体的対応案

それでは、数百万円を捻出できたとして、きのうまで何の縁もなかった法人にお金で丸投げをすれば、ほんとうに安心できるのかといえばそうでもない。十年、二十年先にその法人が存在しているのか。消滅したならば預けた自らの財産は何処へ引き継がれるのか。不動産収入などの不労所得で潤っている法人でないかぎり、運営には事務所の家賃や人件費がかさむので、じっさい預かった金銭の何割を契約者の葬儀供養のために使えるのか全く不透明ではないか。

二〇一六年春には、公益財団法人日本ライフ協会が十億円以上の赤字を抱えて公益認定取り消しとなり破綻している。

こうしたことを考え合わせると、お寺の存在が浮き彫りとなるだろう。たとえば、お寺がそんな人々の受け皿となれば、寺務所や電話はもともとあるので、無駄な費用が出ない。

そのうえ、「預けた金額で足りるのか？」という最大の難題もクリアできる。お寺が受け皿であれば、遺された金額の多寡に応じた対応が可能だからだ。仮に、《A通帳の残高を宗教法人X寺へ遺贈する代わりに、私の葬儀、火葬、X寺にあ

●勝桂子　1965(昭和40)年東京都生まれ。国際基督教大学教養学部卒（仏教思想史を専攻）。雑誌記者などを経て行政書士資格およびAFP資格を取得して2007(平成19)年に→「こちらOK行政書士事務所」を開き、ファイナンシャル・プランナー、葬祭カウンセラーとしても活躍中。著書『いいお坊さんひどいお坊さん』『聖の社会学』他多数。

る墓への埋葬までの事務、回忌法要、墓じまいの事務いっさいをX寺住職に委任する》

という内容の公正証書遺言を作成し、回忌法要を何回まで行うかという詳細は別途覚書等を交わしておくとする。覚書においては、たとえばA通帳残高が二百万円以上あれば三十三回忌法要まで行い、百万円程度であれば十三回忌法要まで、お墓の撤去費用程度しか残らなければ直ちに墓じまいして合葬、というように段階をもうけた柔軟な契約が考えられる。

一般的に人は、長生きすればするほど資産が減り、同時に故人と縁のあった人も減ってゆく。資産が減るにつれ、お墓に手を合わせに来る人も少なくなることが予想されるので、こうした段階をもうけることは理にかなう。NPO法人や財団法人には、なしえないことである。

死後事務委任としてお寺がお金を預かる場合には公証役場と相談を

遺言で「遺産の一部を寄付する代わりに、〇〇してほしい」という意思表示をすることを「負担付遺贈」という。負担付遺贈では、なんらかの事情によって、「〇〇してほしい」の部分が実行されなければ、遺産ももらわない。また該当する遺産が尽きていれば、「〇〇してほしい」の部分も実行しなくてよい。しかし「死後事務」については、予想外に長生きして預金が尽きてしまったからといって、やらずに放置することはできない。というわけで、たとえば葬儀を出して火葬し納骨するまで（あるいは墓の撤去費用まで）の最低限の実費については、あらかじめ預かっておく必要があろう。

これについて、ある宗教法人の担当税理士に相談したことがあるが、「件数が数件で、金額が百万円超の大金でなければ、宗教法人の預り金として処理して構わない」とのことであった。常時十件以上とか、百万円以上の金額を預かるような場合は、税理士とも相談のうえ、「業務信託」などの方法も考慮すべきだろう。一部の保険会社では例外的に、宗教法人を第三者受取人とする契約も可能となっているので、保険で最低限の事務処理資金を担保することもできなくはない。

いずれの場合も、公証役場や税理士と

図❶ お寺が後継ぎのいない方の受け皿になるとしたらこんな方法もある

預貯金200万円以上残ったら…
三十三回忌までで永代供養墓へ
葬儀・納骨～33回忌法要まで＝100万円
撤去費用＝30万円
御雲版法要＝5柱＊5万円＝25万円
永代供養墓への入魂と事後のご供養＝30万円

預貯金50万円未満だったら…
撤去費用だけいただいて永代供養墓へ
葬儀・納骨＝10万円
撤去費用＝30万円
永代供養墓でのご供養＝10万円

相談し、「死後事務委任契約」なり、前号でご紹介したように公正証書遺言に死後事務のことを埋め込むなどして、文書にしておくことが重要だ。

お寺が檀家の通帳や印鑑を預かる場合には必ず知っておきたいこと

また、依頼者が長期入院等で通帳や実印を預けたいという場合には、必ず公証役場で「任意後見契約（移行型）」を結び、後見契約発効前の「任意代理契約」（まだ頭はハッキリしているが、都度に委任状を書かずに預金通帳などを預けて金銭管理等をしてもらう契約）として、実印と通帳を預かるよう心がけたい。

昔は、菩提寺の住職を信頼して契約なしに通帳や印鑑を預けることもあったであろうが、二〇〇〇年に成年後見制度ができてからは、契約なしに他人の通帳や印鑑を預かれば、「後見人でもないのに檀信徒の通帳と印鑑を預かる悪徳寺院」と噂されるおそれもあるので注意したい。

じっさい私の事務所でも次のようなご相談があった。

「認知症が進んで入院するので、たぶん退院することはないから」という檀家Aさんから、契約書なしに実印と通帳を預かっていた住職から、泣きの相談が入ったのだ。入院先の病院の院長が知人弁護士と組んで、Aさんの遺言（財産のすべてを病院へ遺贈する内容）を作ることにしたらしい。実印はどこだと探し回ったところお寺にあることが分かり、弁護士から「いますぐ実印を渡さなければ、後見人でもないのに檀家の実印を預かり財産をほしいままにしている寺がある、と週刊誌に売りつける」と脅しの電話が来たのだそうだ。

住職は月に数回Aさんを見舞っており、当時すでにAさんの認知症はかなり進行して遺言するだけの能力はない（遺言はでっちあげ）と分かっていたので、「病院と弁護士のたくらみを、なんとか止めることはできないのか」というご相談だった。知人弁護士にも相談して打開策を探ったが、残念ながら成年後見制度がある以上、それを利用しないで実印と通帳を預かることの正当性が見いだせないので、おとなしく実印をお渡しするしかないという結論になってしまった。

認知症になってからの成年後見（法定後見）では、たとえば施設入所の契約を結ぶなどのために、たった一度、法定代理人が必要だから申し立てたという場合でも、一度きりで後見人を解雇することができず、ひとたび後見人がつくと、以後その人が亡くなるまで一生、毎月何万円かの報酬をもらって後見人が財産管理をすることになる（認知症は進行することはあっても、状態がよくなって判断能力が回復することはないと認識されているため）。加えて昨今は、法定後見人による横領事件などが相次いだため、後見制度支援信託といって、現金・預金が五百万円以上ある場合には、法定後見開始と同時に五百万円を超える部分について信託銀行へ預けるよう指導され、日常生活や治療のために必要な金額以外は支出できなくなる。各地のご住職から、「檀家に後見人がついてしまって、修繕費の

お布施を頼んでも寄付してもらえなくなった」などという声も聞くが、その背景にこうした事情がある。

任意後見契約も死後事務委任契約も本人に確かめて具体的な内容を

先に述べた「任意後見契約」は、簡単にいうと、こうした法定後見の融通のきかなさを回避し、民間レベルで「私が認知症になったら、この人に印鑑と通帳を預けて財産管理をお願いする」と決めておく契約である。任意後見契約は、契約を結んだだけでは単なる「候補者」なので、財産管理の記録さえしておけばさほど大変ではないが、いざ本人の認知症が進んで発効させる段階となると、家庭裁判所の監督人がつく。それが面倒で、本人が認知症になってもいつまでも契約を発効させない人がいるなど、こちらも問題がないわけではないが、後見制度支援信託による五百万円超の財産凍結などは避けられることを知っておきたい。

まとめると、死後事務にかかる費用を本人の生前に確保するには公正証書遺言の中で「死後事務委任」を負担（条件）としてお寺への寄進をお願いしておくことが望ましく、預金通帳や実印を預かる必要があるならば「任意後見契約（移行型）」を結ぶことが望ましい。

なお、死後事務委任契約を結んだ場合でも、「どこの葬儀社で、いくらくらいの葬儀にする」という契約内容を選ぶことについては、弁護士以外は代理できないとされている。どの程度の金額で何をするのかは、あらかじめ本人に選んでもらい、葬儀にいくら、火葬にいくらと内訳を記しておくべきである。実行する段階になって万が一にもその葬儀社が解散していたようなときに、同等の葬儀を同価格で選び直すことは、死後事務委任契約にその旨を記しておけば許容される。

住職は親戚に代わって檀家を看取り死亡届を出すことができるのか

寺院が地域に残る親戚代わりとなって、入院や施設入所の際の緊急連絡先となり、臨終までを看取り、死後の事務のうち火葬して納骨するまでを見届けてゆく。

こう言葉にすると簡単なようだが、はじめは手探りで、苦労も多い。

現状では「親族以外の誰かが人を看取る」ということについて行政庁が不慣れであり、現場ではさまざまな問題が噴出している。

たとえば、死後事務を委任するという公正証書（遺言等）があるにもかかわらず、委任された住職が公正証書を見せたうえで死亡届を出そうとしても、受理されない場合がある（行政庁により対応が異なる）。戸籍法では、死亡の届け出をする義務者として、「同居あるいは同居以外の親族、その他の同居者、家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人、後見人、保佐人、補助人及び任意後見人」を列挙している（同法第八十六条、八十七条）。つまり赤の他人であっても同居していれば死亡届を提出できるが、後見人にでもなっていない限り、住職が死亡届を出すことは法的には認められていないのである。

死後事務の委任者本人が独居で、持ち家に住んでいれば、同居人も大家もいない。列挙された義務者の最後に「任意後見人」があるので、住職と委任者が任意後見契約を結んでおくのもひとつの手ではある。だが、本人が認知症を発症していなければ後見契約自体は未発効なので、住職は任意後見人候補者であるにすぎず、法定された届け出義務者はいないことになる。杓子定規に考えれば、六親等以内の親族か三親等以内の姻族を探し出して委任状を書いてもらうことになるが、そんな遠縁の親類はかかわりを嫌って届け出を拒否することのほうが多い。郵便で依頼したところで返信がなければ、事務は滞る。

また、受給していた年金を止める事務を年金事務所で行う場合も、同居の親族がいない場合には、（これについては、親族が出向いた場合でも）同居をしていないことについての理由を書かされた上に、「第三者証明」といって三親等以内ではない他人が一筆サインをして押印する欄が設けられている。年金については、振り込まれていた銀行に死亡の連絡がいけば口座が凍結されるので、わざわざ止めにいかなくても過剰に振り込まれ続けることにはならないが、いかんせん独居の高齢者が亡くなることへの対応は遅れている。

住職が檀家を法的にも看取れるように法律と行政を動かしていこう

どう考えてもこれは、法と行政の遅滞といわざるをえない。

お寺が率先して数々の看取りをこなすようになり、地域や宗門で事例を報告しあって、たとえば「何県では住職が檀信徒の死亡届を出すことが認められた」とか、「こちらではダメだった」というように、情報を集積してゆけば、時代に即応した形へ行政庁を動かしてゆく原動力になる可能性がある。仮に個々の市民が縁遠い友人などの看取りをすることがあるとしても、一生のうち一度か二度であろう。たとえ労多く理不尽に思うことがあったとしても、その場が済んでしまえば用は終わりなので、社会制度を動かすにはいたらない。この点、各地で寺院が取り組んでゆくならば、点々とした情報

仏教書
古書買取
誠実評価買取り致します
読みたい人に古書として継承を…
書棚を整理そして地震対策に…
遠方でも、日本全国の寺院に買取り実績あり!
買取り専用ホームページ
http://taizandou.com
フリーダイヤル
0120-645-410
創業70年 東大赤門前の仏教書・哲学書専門店
(東京古書組合加盟店)
大山堂書店（たいざんどう）
〒113-0033 東京都文京区本郷5-26-6
電話：03-3811-5903
FAX：03-3811-5916
taizando@koshoten.net

がやがて面となり、他人が人を看取ることが当たり前となるよう、時代を変えてゆける可能性が充分にあるのだ。

宗教者の使命のひとつは〝必要なのに、誰もやりたがらないことを率先しておこなうこと〟ではないだろうか。

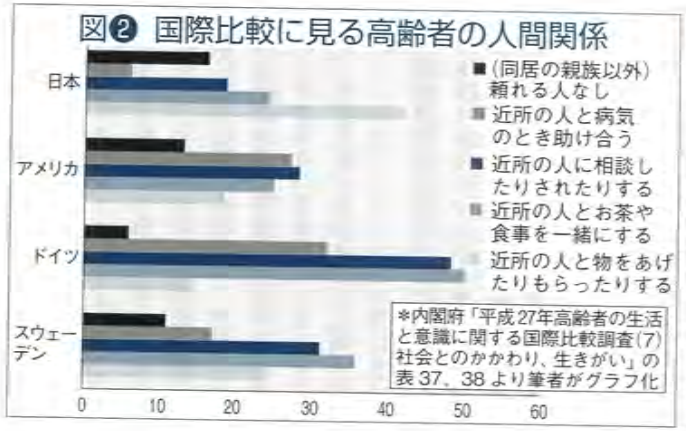

社会が必要としているのに法が追いついていない。こうした影の部分に光を当ててゆくことが、伝統仏教寺院には期待される。安心して死ねる社会。死ぬときの心配はしなくてよい社会へ。お寺が率先して変革してゆける時代である。

安心して死んで行けるように看取りや死後のことを話し合える場を

高齢者のサロンとなる場所といえば、ひと昔前は病院であった。歳出に占める医療費の割合が高すぎ、歳入のほぼ倍の歳出が続くなか、高齢であっても現役並みの所得であれば医療費は三割負担となるなどの法改正が続き、病院をサロンとして利用することは、はばかられるようになってきた。そこで近年は、どんな地方の小さな町にでもあり、その数はお寺と同じくらい（コンビニよりも多い）といわれる「スナック」が昼間営業を開始するようになり、高齢者のサロンとしてにぎわっている。

だが、スナックはあくまで、健康な人が来る場所だ。毎日顔を見せていた誰かが突然来なくなっても、「風邪でもひいたんだろうか」と、数日間は様子を見られるだろう。一週間もすると心配を募らせる人もいるだろうが、永年の常連客であっても、自宅の連絡先など告げ合わないことのほうが多い。自宅の風呂で倒れていたとしても、すぐに誰かが大家や市役所へ連絡して救いの手が伸びるということにはならない。

上の図❷は、内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査（平成二十七年）」から筆者が数字を拾ってグラフ化したものだ。「同居の親族以外で頼れる人がいない」と答えた人は日本が最多。また、近所の人とのかかわりかたで、日本がダントツのトップなのは「物をあげたりもらったりする」だが、肝腎の「病気のとき助け合う」「相談したりされたりする」「お茶や食事を一緒にする」は、どの項目も日本が最下位だ。違いは、欧米の高齢者は毎週一度、教会へ通っているということ。教会という場では当然、生き死にの話を日頃から共にしているので、病気の話や相談ごとも共有できるし、誰かが突然姿を見せなくなったとあれば、すぐに救済の手が伸びるというわけだ。

つまり、看取りや死後のことを相談できる人間関係を紡いでゆけるというのが、宗教施設の一番の強みなのである。病院でつながった相手とは、互いの病気披露はするだろうが、お互い病人なので、助力を求めるのは気が引ける。スナックはあくまで娯楽の場であり、生老病死の話で支え合う人間関係にまでは発展しづらい。町内会や慈善活動の輪では、責任感の強い限られた人でないと入ってゆきづらい。お寺の縁側で茶を飲み語らうことが当たり前になってゆけば、その町に住む誰もがいつでも立ち寄れる場をつくることができる。

看取りと死後事務の問題に、ほかならぬ寺院こそが中心となって取り組んでいかねばならない理由が、ここにある。

檀家制度を核として専門職の人々を集めて老後の問題を解決しよう

昨今、「檀家制度をやめるべきか続けるべきか」の択一に悩まれるご住職が増えている。だが私は檀家制度か（継承しなくてもよい）会員制度かを選ぶ必要はないと思っている。むろん人口が減っているので、イエとしては存続しない（墓をしまわざるをえない）檀家が増えるのは自明のことだろう。檀家制度を残すにしても、少しずつ新たな信徒を獲得してゆかなければならないことはハッキリしている。

そこで、お寺の今後を考えても、檀家制度をやめてしまわず、旧来の檀家のうち看取りや死後事務を希望する人には手をさしのべ、同時に、その事務をこなすなかで出てきた疑問点などを基盤に、老いじたくのことを語らうセミナーなどを開催して、その場で新たな信徒を獲得してゆけばよいと考えるが、どうだろう。

そのようにしてゆけば、最後のイエ墓がしまわれるまでに、おそらくご住職は老後の問題について、遺言や相続を得意とする専門士業の何十倍もの知見を蓄えられるであろう。

ただし、ひとたび死後事務に着手しだせば、任意後見契約や相続など民法等の知識がないと切り抜けづらい場面も出てくる。お寺が核となって、地元の弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、税理士、また石材店や葬儀社などとも連携して、複数の人の看取りと死後事務をこなしてゆける輪をつくることが望まれる。中には多額の遺産を遺してくださるかたもあり、一方で多大な費用をかけずにせざるをえない場合も出てくるだろう。個人の士業者がとりあっていては、費用をかけられない人を救済することができないが、宗教法人（あるいは、そうした地域のグループで形成した一般社団法人など）に資金がいったんプールされれば、多額を遺したかたの案件で大勢の専門職に入ってもらって知識を積み、費用をかけられないかたについては知識を得た住職が動く、というような融通もきく。住職おひとりで何もかも抱え込んでしまわず、地域全体で社会問題に対峙するという姿勢が必要である。